

# 「農業用ハウス長寿命化対策緊急支援事業」のご案内

農業用ハウスの建設資材の価格高騰に対応するため、既存のハウスの長寿命化等の取組を支援します。

## 1 支援内容

### (1) 支援対象施設

・耐用年数が過ぎた農業用ハウスで作物栽培に供するもの。

※ただし、移設を行う場合は耐用年数以内も対象とする。

### (2) 事業の内容

ア 骨組みとなるパイプ等の修繕・補強・移設  
イ アを行った上で最低限必要な温度制御機能を果たす資機材等の導入

#### 【補助対象要件】

- ① 国庫補助事業の対象とならないこと。
- ② 事業実施後、8年間継続して施設を利用すること。
- ③ 園芸施設共済等に原則加入にすること。

区分	補助対象	補助対象外
ア 修繕	骨材・部材・消耗品(スプリング、パッカー)等の資材費、施工費等	
ア 補強	補強に係る資材(水平梁、母屋パイプ、天井ブレース等)、施工費等	
ア 移設	解体撤去費、運搬費、部材・消耗品(スプリング、パッカー)等の資材費、建込費等	ハウス取得費
イ 最低限必要な温度制御資機材	外張被覆資材、内張被覆資材、骨格部材と一体的となっている自動谷換気装置・自動サイド巻き上げ装置・換気扇等	防風ネット、寒冷紗、循環扇、暖房装置、ヒートポンプ、電照装置、養液栽培装置、複合環境制御装置、省力灌水施肥装置、細霧冷房装置、炭酸ガス発生装置等

※イの事業費は、全体事業費の50%未満とすること。

## 2 対象事業者

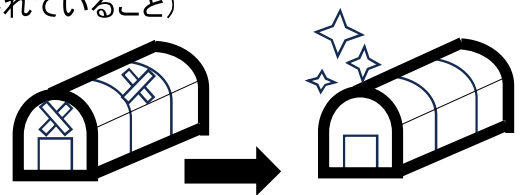
農業者、営農集団(地域計画の目標地図に位置づけられた農業を担う者、または、事業実施年度内に位置付けられることが確実であると見込まれる者で構成されていること)

## 3 補助率等

補助対象: 事業費が1,500千円(税抜)以上の取組

補助率: 3分の1以内

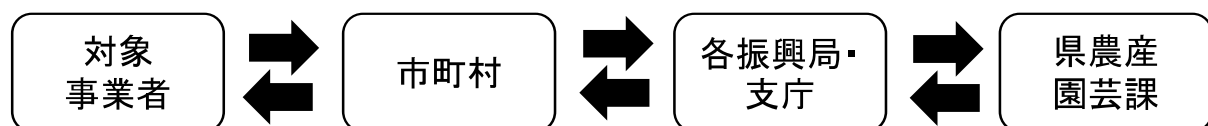
補助上限額: 1,700千円/10a、1取組主体あたり3,400千円(税抜)



## 4 採 択

・県全体で優先順位を決め、予算の範囲内で上位から承認する。

## 5 事業の流れ



※補助事業を活用する場合はお住まいの市町村にお問合せください。

## 6 採択の優先

別表の配分基準で審査を行い、予算の範囲内においてポイントの高い順に承認

別表 配分基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
1 使用用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作物生産に供するものであるか。</li> </ul> ※生産用と育苗用は面積が大きい方で加点	生産用	2
		育苗用	1
2 取組主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組主体の中に認定新規就農者又は認定農業者がいるか。</li> </ul>	認定新規就農者	2 × 該当者数 / 構成員数
		認定農業者	1 × 該当者数 / 構成員数
		いない	0
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営農に従事している後継者がいるか。</li> </ul>	—	1
3 重点品目等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村園芸産地活性化プランに位置づけられた重点品目又はかごしまブランド団体の認定を受けているか。</li> </ul>	受けている	2 × 該当者数 / 構成員数
		受けていない	1 × 該当者数 / 構成員数
4 ハウス集約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハウス集約に向けた取組であるか。</li> </ul>	取組である	2 × 該当者数 / 構成員数
		取組でない	0
5 収入保険の加入推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組主体の構成員が収入保険に加入している、又は確実に加入する見込みである。</li> </ul>	加入している（又は確実に加入する見込み）	2 × 該当者数 / 構成員数
		一部加入している	1 × 該当者数 / 構成員数
		加入していない	0

※端数は切り上げ